

令和4年度墨田区議会定例会2月議会提出予定案件

〈予算〉

- 1 令和4年度墨田区一般会計補正予算
- 2 令和5年度墨田区一般会計予算
- 3 令和5年度墨田区国民健康保険特別会計予算
- 4 令和5年度墨田区介護保険特別会計予算
- 5 令和5年度墨田区後期高齢者医療特別会計予算

〈条例〉

- 1 墨田区個人情報保護に関する法律施行条例
- 2 個人情報保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
- 3 墨田区職員定数条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区障害者生活介護施設の管理運営等に関する条例等の一部を改正する条例
- 5 墨田区保健所使用条例を廃止する条例
- 6 墨田区食品衛生検査施設に関する条例の一部を改正する条例
- 7 墨田区営住宅条例の一部を改正する条例
- 8 墨田区避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例
- 9 墨田区子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例
- 10 墨田区児童館条例の一部を改正する条例
- 11 墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例
- 12 墨田区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

〈契約〉

- 1 庁舎リニューアルプランに基づく空調設備改修工事請負契約

令和4年度墨田区議会定例会2月議会提出予定案件概要

〈条例〉

1 墨田区個人情報の保護に関する法律施行条例

(1) 制定理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正（3.5.19公布、5.4.1一部施行）により、同法の規定が区に直接適用されることとなることに伴い、現行の墨田区個人情報保護条例を廃止し、新たに法の施行に関し必要な事項を定める条例を制定する。

(2) 内容、施行期日等

別紙1のとおり

2 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(1) 改正理由及び内容

個人情報の保護に関する法律の一部改正（3.5.19公布、5.4.1一部施行）及び墨田区個人情報保護条例を廃止することに伴い、次の条例について、所要の改正をする。

墨田区保育所条例	墨田区母子生活支援施設条例	墨田区立公園条例
墨田区児童館条例	墨田区地域集会所の管理運営に関する条例	すみだ産業会館条例
すみだ福祉保健センター条例	墨田区高齢者福祉センター条例	墨田区コミュニティ会館条例
墨田区みどりコミュニティセンター条例	すみだトリフォニーホール条例	両国屋内プール条例
すみだスポーツ健康センター条例	スポーツプラザ梅若条例	墨田区特別養護老人ホーム条例
墨田区高齢者在宅サービスセンター条例	墨田区子育てひろば条例	いきいきプラザ条例
墨田区総合体育館の管理運営に関する条例	すみだステップハウスおおぞら条例	墨田区協治（ガバナンス）推進条例
墨田区地域プラザ条例	すみだ北斎美術館の管理運営に関する条例	墨田区立図書館条例
墨田区総合運動場条例	すみだ生涯学習センター条例	墨田区曳舟文化センター条例

(2) 施行期日

本年4月1日

3 墨田区職員定数条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

墨田区立曳舟幼稚園を廃止することに伴い、職員の定数を次のとおり改める。

区長等の事務部局の職員 1, 844人〔現行どおり〕

幼稚園の園長及び教員 21人 → 18人（△3人）

計 1, 865人 → 1, 862人（△3人）

(2) 施行期日

本年4月1日

4 墨田区障害者生活介護施設の管理運営等に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

児童福祉法の一部改正（4.6.22 公布、5.4.1 施行）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正（4.6.22 公布、5.4.1 施行）に伴い、主務大臣の変更が行われることにより、次の条例について所要の規定整備をする。

- ・墨田区障害者生活介護施設の管理運営等に関する条例
- ・墨田区福祉作業所条例
- ・墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例
- ・すみだ障害者就労支援総合センター条例

(2) 施行期日

本年4月1日

5 墨田区保健所使用条例を廃止する条例

(1) 廃止理由及び内容

本年3月31日をもって使用料及び手数料を徴収していた事務を終了することに伴い、条例を廃止する。

(2) 施行期日

本年4月1日

6 墨田区食品衛生検査施設に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

食品衛生検査施設における一部の事務の実施について、外部機関への委託により実施が可能であることから、同施設の設備に関する基準の例外を設ける。

(2) 施行期日

本年4月1日

7 墨田区営住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

墨田区パートナーシップ宣誓制度の導入等を踏まえ、区営住宅を使用することができる者の資格要件を拡大するほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

8 墨田区避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例

(1) 制定理由

墨田区個人情報保護条例を廃止することに伴い、同条例の規定に基づき墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の承認を得て行っていた避難行動要支援者名簿の提供を引き続き行うため、新たに条例を制定する。

(2) 内容、施行期日等

別紙2のとおり

9 墨田区子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

子ども・子育て支援法の一部改正（4.6.22 公布、5.4.1 施行）に伴い、引用条文に移動等があることにより、次の条例について所要の規定整備をする。

- ・墨田区子ども・子育て会議条例
- ・墨田区子どものための教育・保育給付等に係る報告等の違反に対する過料に関する条例
- ・墨田区立幼稚園の保育料に関する条例

(2) 施行期日

本年4月1日

10 墨田区児童館条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

児童館の利用者同士の交流を促し、地域子育て支援の拠点としての機能強化を図るため、児童館における事業を追加するほか、八広児童館の位置を次のように改めるとともに、所要の規定整備をする。

現 行	改 正 案
東京都墨田区八広二丁目38番14号	東京都墨田区東墨田一丁目2番6号

(2) 施行期日

令和6年4月1日

※ この条例の改正に伴い、付則で墨田区学童クラブ条例の一部改正をする。

11 墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

区民ニーズの高い放課後等の時間帯について、より効率的な学校施設の貸出しを行うため、学校施設の貸出区分を細分化し、新たな貸出区分を次のとおり設ける。

区 分	使用料							
	午前	午後1	午後2	午後3	午後4	夜間1	夜間2	
	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後4時から午後6時まで	午後5時から午後7時まで	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで	
屋内運動場	990円	990円	990円	660円	850円	1,560円	1,040円	
教室（1教室につき）	240円	240円	240円	160円	250円	510円	340円	
校庭	600円	600円	600円	400円	540円	1,020円	680円	
集会施設	大	3,060円	3,060円	3,060円	2,040円	2,180円	3,480円	2,320円
	小	600円	600円	600円	400円	430円	690円	460円
柔道場	1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,000円	1,680円	1,120円	
剣道場	1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,000円	1,680円	1,120円	

※ 太枠が追加する貸出区分

(2) 施行期日

本年4月1日

12 墨田区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

区立幼稚園のより良い教育環境の確保及び効率的運営を図るため、近隣の教育・保育施設の設置状況等を踏まえ、墨田区立曳舟幼稚園を廃止する。

(2) 施行期日

本年4月1日

〈契約〉

1 庁舎リニューアルプランに基づく空調設備改修工事請負契約

(1) 位 置 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

(2) 契約の方法 一般競争入札

(3) 契約金額 9億5,370万円
(予定価格9億5,403万円)

(4) 契約の相手方 一工・アサノ建設共同企業体

(5) 工 期 契約締結の日の翌日から令和7年2月14日まで

(6) 支出科目等 令和4年度 墨田区一般会計 総務費 総務管理費 一般管
理費 工事請負費

令和5年度 債務負担行為

令和6年度 債務負担行為

墨田区個人情報の保護に関する法律施行条例概要

1 制定理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正（3.5.19公布、5.4.1一部施行）により、同法の規定が区に直接適用されることとなることに伴い、現行の墨田区個人情報保護条例を廃止し、新たに法の施行に関し必要な事項を定める条例を制定する。

2 主な制定内容

(1) 趣旨

この条例は、法の施行に関し必要な事項を定める。

(2) 定義

法が適用される地方公共団体の機関（以下「実施機関」という。）は、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員とする。

(3) 個人情報ファイルの保有に関する事前の届出

実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、所定の事項を個人情報ファイル簿管理者へ届け出なければならない。

(4) 利用目的以外の目的のための利用又は提供に係る記録

実施機関が利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供したときは、所定の事項を記録しなければならない。

(5) 開示請求に係る手数料及び費用負担

ア 手数料

自己情報の開示請求に係る手数料は、無料とする。

イ 実費負担

開示の方法が写しの交付の場合、当該写しの交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(6) 開示決定等の期限

ア 開示請求に係る開示決定等を行う期限

開示請求を受けた実施機関は、開示請求があった日から14日以内に開示決定等を行わなければならない。

イ 期限の延長

事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、アの期間を30日以内に限り延長することができる。

ウ 期限の特例

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、イの延長を行ったとしても、44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該期間内に相当の部分の開示決定等をし、残りの

保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。

(7) 訂正請求権及び利用停止請求権

自己情報の訂正請求及び利用停止請求については、法で定める「法による開示決定又は他の法令の規定により開示を受けた保有個人情報」のほか、「実施機関からの通知により知ることとなった保有個人情報」に対しても行うことができる。

(8) 指定管理者に係る特例

公の施設の管理を行う指定管理者が個人情報を取り扱う場合において、当該指定管理者を指定した実施機関（以下「指定実施機関」という。）は、開示請求（当該指定管理者が行う公の施設の管理業務に係るものについて、指定実施機関へ請求されたものに限る。）に応じるときその他指定管理者の個人情報の取扱いについて確認する必要があると認めるときは、当該指定管理者が保有する個人データの全部又は一部の提供を求めることができる。

(9) 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会への諮問

実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会（以下「運営審議会」という。）に諮問することができる。

ア この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

イ 保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために講ずる措置の基準を定め、又はこれを変更しようとする場合

ウ ア及びイに規定する場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関し、法及びこの条例の運用上の細則を定め、又はこれを変更しようとする場合

(10) 運用状況の公表

区長は、毎年1回、各実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、運営審議会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 施行期日等

(1) 施行期日

本年4月1日

(2) 現行条例の廃止

墨田区個人情報保護条例は、廃止する。

(3) 経過措置

現行条例の廃止に伴い、当該現行条例の規定の適用関係に関する経過措置を設ける。

(4) 関連条例の改正

墨田区行政不服審査会条例、墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例及び墨田区情報公開条例について、所要の規定整備をする。

墨田区避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例概要

1 制定理由

墨田区個人情報保護条例を廃止することに伴い、同条例の規定に基づき墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の承認を得て行っていた避難行動要支援者名簿の提供を引き続き行うため、新たに条例を制定する。

2 主な制定内容

(1) 趣旨

この条例は、災害時に自力で避難することが困難な高齢者、障害者等避難行動要支援者の名簿情報（以下「名簿情報」という。）の利用及び提供に関し必要な事項を定める。

(2) 名簿情報の提供

区長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察機関、民生委員、消防団、社会福祉協議会その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。以下同じ。）に対し、名簿情報を提供するものとする。

(3) 名簿情報の活用

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、災害の発生に備え、避難行動要支援者との信頼関係を構築するよう努めるとともに、名簿情報を活用し、避難支援等を実施するよう努めるものとする。

(4) 協定の締結

区長は、名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者と名簿情報の取扱いに関する協定を締結する。

(5) 名簿情報の保護

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、名簿情報の保護のため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

ア 名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずること。

イ 名簿情報の目的外の利用又は提供を行わないこと。

ウ 避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

(6) 報告及び検査

区長は、必要があると認めるときは、名簿情報の管理に関し、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者から必要な報告を求め、又はその状況を検査することができる。

3 施行期日等

(1) 施行期日

本年4月1日

(2) 経過措置

現に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の11第2項の規定により提供されている名簿情報は、この条例の第4条第1項の規定により提供された名簿とみなす。